

岩手県告示第439号

平成28年4月5日付け官報第6749号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成28年農林水産省告示第937号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 奥州市衣川区大原山30の5、30の16、30の17、31の1、31の5、31の8から31の12まで、31の14

(2) 所在が不明である通知の相手方 佐藤金見、高橋サツキ、高橋秀雄、三国一博

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所